



まち  
ニライの都市めざす

# 議会だより



「明日の光」 — サンセットビーチより —

補正予算と決算認定……………	6P	一般質問……………	11P
<b>放置自動車</b> に関する条例可決……………	8・9P	議会構成決まる……………	2P

**30**号  
2002年9月議会  
発行:2002.11.21



議長就任のあいさつ

議会議長

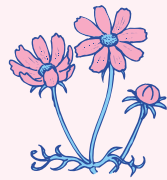
與儀朝祺

このたび、改選後の初議会におきまして、不肖私、議員の皆様のご推挙により、町議会議長の職に就くことになりましたことは、まことに身に余る光栄であり、衷心から感激をしているところでございます。

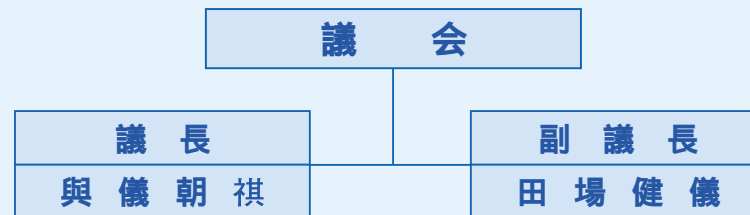
もとより微力ではありますが決意を新たにし、地方自治の進展はもとより、北谷町の振興発展と町民福祉の推進に、誠心誠意努力いたす覚悟であります。

今、地方の時代に地方行政が担う役割は幅広く、産業、福祉、文化、教育などと数え上げれば枚挙にいとまはありませんが、私たち議会も、その果たす役割と責任を自覚し、一丸となって町民の皆様の付託に応え、北谷町のさらなる発展のため最善の努力をしままいります。

町民の皆様のお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。  
ましてごあいさつと致します。



## 議会構成



### 総務財政常任委員会

委員長	仲村光徳
副委員長	安里順一
委員	仲地泰夫
"	中村重一
"	田場健儀
"	玉城政秀
"	松島良光

### 経済工務常任委員会

委員長	阿波根弘
副委員長	稲嶺盛仁
委員	大嶺勇
"	喜友名朝真
"	新城幸男
"	瑞慶覧朝義
"	宮里友常

### 文教厚生常任委員会

委員長	亀谷長久
副委員長	大浜ヤス子
委員	泉朝秀
"	洲鎌長榮
"	照屋宏
"	照屋正治
"	與那覇美佐子

**発議**

**西海岸活性化調査特別委員会**

**提案理由**

美浜地区を中心とした、北前海岸地域から砂辺海岸地域までの西海岸地域における活性化に係る諸問題について、調査及び審査をする。

**反対討論**

1991年に北谷町美浜活性化調査特別委員会が設立された。具体的には美浜の土地処分が中心課題で、土地処分が終わった時点で一応の役割を終わったと考える。常任委員会で対応できなければ必要な時期に特別委員会を設置すればよいと考える。

**賛成討論**

北谷町の活性化は西海岸を中心に展開してきた。北谷町のフィッシャリーナ整備事業が14年度ないし16年度にかけて行う計画構想があり、執行機関とタイアップして、今後の美浜地域の活性化を考えなければならない。

**決議**

委員会設置は起立多数で原案どおり可決された。

沖縄県介護保険  
広域連合議会議員  
亀谷 長久

中部広域市町村圏  
事務組合議会議員  
與儀 朝 祺

監査委員  
稲嶺 盛 仁

倉浜衛生施設組合議会議員  
大嶺 勇  
宮里 友 常

育英会理事  
大浜 ヤス子  
喜友名 朝 眞  
照屋 正 治  
仲地 泰 夫  
與那覇 美佐子

比謝川行政事務組合  
議会議員  
新城 幸 男  
洲 鎌 長 榮  
瑞慶覧 朝 義

● 議会運営委員会

委員長： 泉 朝 秀  
副委員長： 玉 城 政 秀  
委員： 阿波根 弘 弘  
          龜谷 長 久  
          洲 鎌 長 榮  
          仲 村 光 徳  
          松 島 良 光

特別委員会

● 基地対策特別委員会

委員長： 瑞慶覧 朝 義  
副委員長： 洲 鎌 長 榮  
委員： 阿波根 弘 弘  
          大浜 ヤス子  
          大嶺 勇  
          喜友名 朝 眞  
          照屋 宏 治  
          照屋 正 泰  
          仲地 夫 常  
          宮里 友 常

● 西海岸活性化調査特別委員会

委員長： 安里 順 一  
副委員長： 新城 幸 男  
委員： 泉 朝 秀  
          稲嶺 盛 仁  
          龜谷 長 久  
          田場 健 儀  
          玉城 政 秀  
          仲村 光 徳  
          松島 良 光  
          與那覇 美佐子

● 議会広報調査特別委員会

委員長： 大浜 ヤス子  
副委員長： 龜谷 長 久  
委員： 喜友名 朝 眞  
          照屋 正 治  
          仲地 泰 夫  
          與那覇 美佐子

確認

# (あらたに生じた土地 及び、砂辺馬場公園) 砂辺区へ字編入・変更される

## あらたに生じた土地とは？

正規の手続きに基づいた埋立地に隣接して、許可なしに埋め立てられた土地。  
(通称宮城0番地のこと) 図1のA

図1



## あらたに生じた土地は、なぜ砂辺区へ編入されるの？

埋め立て以前は付近地域が風光明媚な砂辺の浜として、県下でも知られており、隣接する砂辺馬場公園と海岸を取り巻く形で字砂辺の区域に編入することが決定致しました。(図1のA)

## 砂辺馬場公園は、なぜ砂辺区へ変更されるの？

現在宮城の区域となっている、馬場公園の町有地と町道宮城2号線の一部についても、あらたに生じる土地と連帯性を確保するために、字砂辺の地域に変更することが決定される。(図1のB)

司法的  
手  
めるに当  
た  
れるあら  
た

提出がな  
さ

長は、町議  
。これが出

か。

地公園計  
もあり見直

# あらたに生じた土地の確認

(あらたに生  
及び、砂辺

## 議案の提案理由

あらたに生じた土地が誰の土地になるかについては、埋め立て者と沖縄県との間で訴訟が行なわれ平成10年4月8日に最高裁判決によって、県側が前面勝訴し、当該地が国有地になる事が決定しております。

現在複数の不法占拠者がいる状況で、改善されないまま現在に至っており、国と県においては、司法的手段も念頭にいった解決を図って行くと聞いている。司法的解決を進めるに当たっては、当該地を明確に表示する必要がある為、地方自治法に定められるあらたに生じた土地の確認をおこなう必要がある。



「あらたに生じた土地」の周辺

## あらた

正規の手  
(通称宮城

図1

## 質疑と答弁

**問** 国有地であるのに本町であらたに生じた土地ということで、議案提出がなされるのか。

**答** 地方自治法によって、本町内にあらたな土地が生じた場合、町長は、町議会の議決を経てその旨を確認し、県知事に届けなければならない。これが出来るのはその土地がある本町しか議決はできない。

**問** 前に墓地公園計画があった。県と協議した経過はどうなっているか。

**答** 墓地公園計画はありましたが、周辺の開発状況を考えるとこの墓地公園計画が、町民あるいは砂辺区民に、了解を得られるか等いろいろ問題もあり見直しも含めて町の内部で検討をしているところである。

## あらた

埋め立  
おり、隣  
ことが決

## 砂辺馬

現在宮城  
について  
に変更す

# 決算 認定

43円  
79円  
64円  
2千円  
9万円

による増

%の増、

総額

9万2,432円

0万9,717円

6万2,308円

2万7,295円

道事業利  
原案可決)

3,619,939円

3,400,000円

0,000,000円

3,400,000円

219,939円

## 補正 予算

平成14年度(9月定例会)

原案可決

### 一般会計

補正額：1億5,691万1千円

歳入歳出総額：109億9,132万4千円

#### 主要内容

歳入：・国、県、補助金等の確定の増減に伴う補正  
・平成13年度決算に伴う繰越金の補正が中心。

歳出：・人事異動等に伴う人件費等の補正等  
・一部事務組合の設立に伴うニライ消  
防庁舎建設負担金  
・沖縄県介護保険広域連合事業費  
・浜川小学校防球ネット設置事業  
・平成13年度繰越金の確定に伴う  
財政調整基金積立金等の補正計上。

嘉手納町・読谷村・  
北谷町・消防一部事務組合  
特別負担金 1,445万円

沖縄県介護保険広域連合  
負担金  
1,570万8千円

浜川小学校防球ネット  
設置事業費  
1,252万3千円

## 特別会計

### 介護保険

補正額：1億5,594万4千円

歳入歳出総額：10億763万8千円

#### 主要内容

歳入：第1号被保険者保険料滞納繰越分保  
険給付費見込額の増に伴う国庫負担  
金支払基金交付金

県支出金及び一般会計繰入金の増額

歳出：保険給付費の大幅な増に伴う増額計上

**問** 居宅サービス介護給付費が1億1,900  
万円余りとなっている。件数でどの程  
度増えているのか。

**答** 訪問介護は当初予算で約8,800件から  
2万1,336件。デイサービスは、6,000  
件から約1万3,000件。通所リハビリは、  
約8,000件から約1万6,600件。福祉用  
具の貸付は8,678件から約3万2,400件  
の見込み。

### 国民健康保険

補正額：7,998万1千円

歳入歳出総額：23億5,486万6千円

#### 主要内容

歳入：平成13年度決算額の確定に伴う繰越  
金の増。

歳出：人事異動に伴う人件費の増、老人保  
健拠出金の増、基金積立金の増、国  
庫負担金等の精算に伴う償還金の増。

### 公共下水道事業

補正額：1,200万3千円を減額

歳入歳出総額：5億7,902万2千円

**問** キャンプ桑江の生産水のメーターの一  
部見直しとは。

**答** 消毒のため2重に水が循環されており、  
減額補正、数値のカウント補正をする必  
要が4月からあった。

平成13年度、北谷町一般会計及び四特別会計、水道事業会計は10月2日に本会議に提出され、所管の常任委員会に付託されました。

各委員会での審査の後10月11日に各委員長による審査の経過と結果の報告があり、採決の結果、全会計とも認定されました。

平成13年度

決算  
認定一般会計  
(認定)

歳入総額：141億2,101万5,343円

歳出総額：138億3,980万2,879円

歳入歳出差引残額：2億8,121万2,464円

翌年度に繰り越すべき財源は5,142万2千円

実質収支：2億2,979万円

## 前年度決算との比較

歳入：39億785万233円の増

- ・公立学校施設整備補助金の増
- ・生涯学習支援センター建設事業補助金の翌年度への繰越事業による増
- ・沖縄産業振興施設整備費補助金の事業繰越による増

歳出：42億5,697万2,583円の増

扶助費10.1%の増、公債費10.1%の増、普通建設事業費144.6%の増、  
積立金21.1%の増、物件費8.4%の増、繰越金20.6%の増

特別会計  
(認定)

会計区分	歳入総額	歳出総額
国民健康保険	24億9,146万6,083円	23億8,979万2,432円
老人保健	13億1,907万224円	13億1,560万9,717円
公共下水道事業	6億6,873万9,100円	6億5,946万2,308円
介護保険	9億3,692万7,781円	9億2,532万7,295円

平成13年度北谷町水道事業  
会計決算(認定)

会計名	決算額
収益的収入	8億1,265万9,890円
収益的支出	7億5,345万9,483円
資本的収入	1億6,490万2,000円
資本的支出	2億2,134万5,674円

平成13年度北谷町水道事業剰  
余金の処分について(原案可決)

1 当年度未処分利益剰余金	53,619,939 円
2 利益剰余金処分額	53,400,000 円
減債積立金	20,000,000 円
建設改良積立金	33,400,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	219,939 円

補正  
予算

一般

## 主な内容

歳入：・国  
・平歳出：・人  
・一  
防  
・沖  
・浜  
・平  
財

## 特別会計

## 介護保険

補正客  
歳入歳出総額

## 主な内容

歳入：第1号  
険給付  
金支払基  
県支出金  
歳出：保険給付問 居宅サ  
万円余り  
度増えて答 訪問介護  
2万1,33  
件から約  
約8,000  
具の貸付  
の見込み

# 許せない!! 放置自動車!!

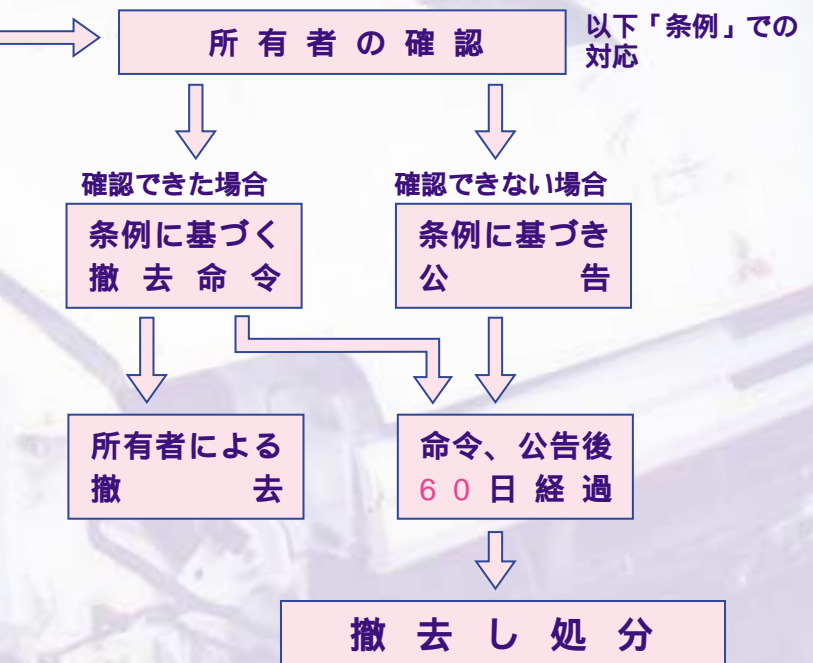
この条例は11月1日から施行されます。

## 提案理由

北谷町の自然環境及び町民の安全で快適な生活環境の維持を図るため、放置車両を適正かつ迅速に処理すると共に、発生を未然に防止することを目的とした「北谷町放置自動車の発生及び適正な処理に関する条例」を制定する必要があります。

原案可決

廃棄物として該当しない場合 道路交通法との処理手続き関係については、道路管理者、警察で調整が必要



### (放置自動車の撤去・処分)

- 第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自ら、放置自動車を撤去し処分することができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、規則で定める事項について公示しなければならない。
- (1) 前条第1項の規定による命令をした後、規則で定める期間を経過してもなお撤去されない場合
  - (2) 前条第1項の規定による命令をしようとする場合において、放置自動車の所有者等が確認できない場合

## 一問

## 一答

問 処分費まで町が負担していくと相当の持ち出しにならないか。

答 処分費について、撤去費用は一台あたり一万三千元と見て、その内の国八割、県一割、町一割で町の負担は一千三百円になる。

問 規定で定める二週間が長くないか。第七条、最終的に町長はどこで具体的に判断するのか。

答 民法第九七条の二の公示による意志表示の規定を参考にし二週間にわたり、広報、掲示板等に掲載することが適当である。第七条については、廃棄物に該当するか認定基準表に照らし総合的に判断する。

問 米兵の放置車両の場合どうするのか。ナンバープレートや車体番号が消されている場合は、規約十

理者等へ連絡  
態等により判断  
業務)を果しているか)

扱うことができるのか  
車両番号

も参考となるもの)

置自動車の性状、  
等を総合的に勘  
と認定すること

規定により廃棄  
きは、規則で定  
て公示しなけれ

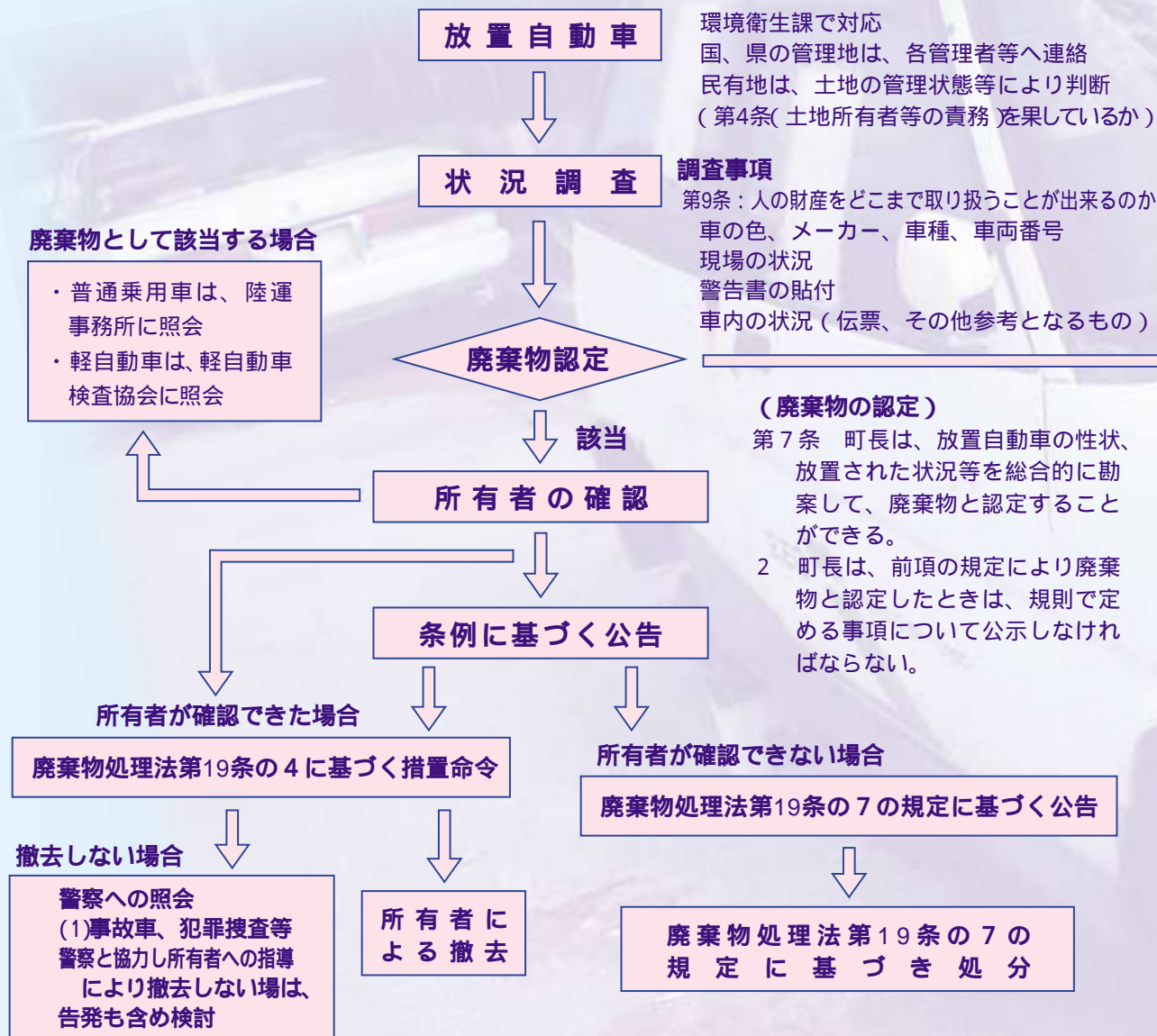
に基づく公告

の7の  
処分

判明したときは、  
ことができる。  
ないときの当該所  
うものとする。



## 町民や土地所有者による発見・通報・依頼



### (撤去勧告及び命令)

- 第8条 町長は、条例第10条の規定による調査の結果、当該自動車等が放置自動車であると判明したときは、当該放置自動車に警告書(第6号様式)を貼り付け、期限を定めて撤去するよう勧告することができる。
- 2 前項の規定による勧告を受けた当該放置自動車の所有者等が、当該放置自動車を撤去しないときの当該所有者等に対する条例第11条の規定による撤去命令は、撤去命令書(第7号様式)により行うものとする。

許せな

廃棄物

**(放置自動車の撤去)**  
第12条 町長は、  
置自動車を撤去すると認めら  
ずと認めら  
(1)前条第1項  
お撤去されな  
(2)前条第1項  
所有者等が確

問

米兵の放置車両の場合どうするのか。ナンバープレートや車体番号が消されている場合は、規約十一条の六十日間の期間は長くないか。

答

米軍人の車両の場合四軍を統括している部署があり、そこに連絡すると完全に所有者を捜す。所有者が見つからず、直ちに撤去できない場合は、その部署が確実に撤去をします。道路法の場合六ヶ月であるが、町が六十日としたのは、補助金の関係もあるが、六十日を持たないで撤去する方法を検討している。

### 条例第十五条

(罰則)  
第十一条第一項の規程による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

# 契約



この広間に開架家具が設置されます

## 北谷町生涯学習支援センター 財産の取得について

(可決)

主な内容：電子図書システム機器一式を取得する  
契約相手：日本ビクター株式会社  
九州システム支店沖縄営業所  
契約金額：919万8千円

## 北谷町生涯学習支援センター 図書館家具工事（一般開架） 請負契約について

(可決)

主な内容：一般開架部分家具工事  
契約相手：有限会社 栄考社  
契約金額：6,384万円

## ○ 条例の一部改正

### 北谷町手数料条例の一部を改正する条例について（原案可決）

農林漁業団体職員共済組合法が平成14年4月1日より廃止されたこと及び、犯罪被害者等給付金支給法が平成13年7月1日から犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に改められたことに伴う北谷町手数料条例の一部改正であります。

○北谷町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

○北谷町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

#### 改正前

委員は学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

#### 改正後

委員は学校教育及び社会教育の関係者家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

一般質問

# 一般質問



泉 朝秀 議員

**問** 県道二十四号線のバイパスルートの予算、事業採択、設計、説明会、年度について又、謝苺一号線ルートと今後の事業計画について伺う。

**答** バイパスルートは、桑江から、吉原向け1kmを予定。事業費一億八億円。期間は平成二十一年度まで。国庫補助要請。平成一五年度から一六年度にかけて現地測量の予定。謝苺一号線の計画案による、未整備部分については、建物の移転、擁壁等の構造物が必要となり多大な経費が見込まれる。地形的問題や交通線及び財政状況も勘案しながら、今後ルートを含めて検討していきたい。

**問** 北玉小学校校区の児童館建設年度と事業進捗状況は。

- 1 県道二十四号線のバイパスルートについて
- 2 北玉小学校校区の児童館建設について
- 3 教育行政について
- 4 キャンプ桑江跡地対策について

**答** 現在基本設計を発注し国税との、事前協議に向け準備を進めている。平成一六年度から建設の計画。

**問** 児童買春防止策。学校完全週五日制に伴う家庭・地域の受け入れ対策はどうか。

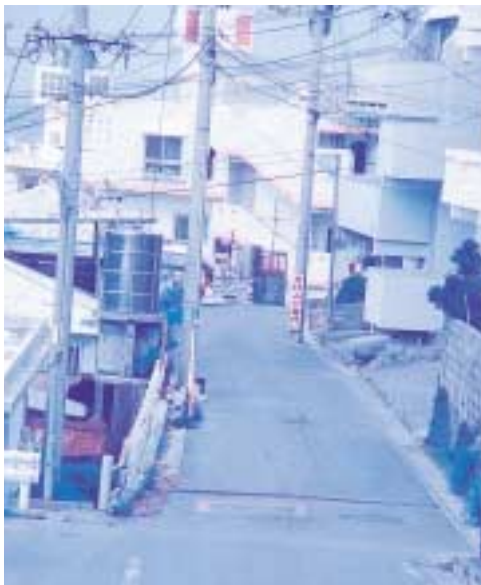
**答** 防止対策については、校長会等に対応策を話し合い児童生徒へ指導の徹底を図るように注意を喚起し、職員に対し人権ガイドブック等を参考に研修を深め、教育者としての使命感の高揚に務める。また、学校では授業参観時に父母に対する説明会の開催、中学生には、毎年思春期の講座に取組んでいる。週五日制については、自治会やスポーツ少年団、子ども会育成連絡協議会宿泊研修、町内

探索、レク、スポーツ大会など行っている。家庭教育についてはまだ調査把握していない。

**問** キャンプ桑江跡地対策協が首相官邸で開かれているが協議項目は、又、取り組みで問題となっている項目は何か。

**答** 協議項目は、跡地協議会の設置、政府、県及び跡地関係市町村の

取組体制について、駐留軍用跡地利用の促進に関する取組について協議された。課題は、国道五十八号との高低差の処理、埋蔵文化財包蔵地の処理、不発弾の処理。土壌汚染等の環境浄化、原状回復措置等が今後の区画整理事業を円滑に推進していくために重要な要素。当該地域返還に向け協議を進めている。



謝苺一号線

一般質問



大浜ヤス子 議員

- 1 砂辺区内の防衛施設局管理土地の有効活用について
- 2 環境問題について
- 3 教育行政について
- 4 学校施設の安全管理について

**問** 施設局が買い上げた土地を地域住民に還元し有効な土地利用について、施設局に働きかけたことがあるか。

**答** 有効利用について意見交換がされた。地域住民や町民が希望する土地利用計画を提案できるよう努力していく。

**問** 廃棄物減量審議委員会及びクリーン指導委員設置はどうなっているか。分別収集の徹底とゴミ袋の指定。ゴミの減量化の対応策は。

**答** 廃棄物減量審議委員会の構成メンバーは今月で人選と委嘱状交付を予定。クリーン指導員も要綱の公表を終え各自治会に人選依頼。現在四分別収集。透明、半透明のゴミ袋を指定。廃棄物減量審議委員会の審議を踏まえ、ゴミの減量及び有料化について検討を深めていく。

**問** 学校週5日制がスタートして、学力低下が



大嶺 勇 議員

**問** 桑江中央線から役場へのアクセス道路の進捗状況は。

**答** 用地の取得に先駆け、工事を実施するため、地主から土地の使用承諾を得て整備を進めた。また、米軍施設の土地の使用許可を得る必要がある。調整を重ねた結果、米軍施設の一部使用許可に関する申請書を去った六月に那覇防衛施設局に提出することができた。現在、那覇防衛施設局においてこの申請書類について確認審査を行っているところと聞いている。

**問** 残業手当について。平成十三年度の支給総額（一般行政職のみ）はいくらか。平成十二年度の年間支給最高額は一人いくらになっているのか。具

- 1 桑江中央線から役場へのアクセス道路について
- 2 残業手当について
- 3 住居表示について
- 4 普天間基地のカテナ統合案について

体的な縮減策について伺いたい。

**答** 平成十三年度の支給総額は、平成十三年度地方財政状況調査において、時間外勤務手当と休日勤務手当の合計で九千二百三十五万五千円。年間支給最高額は、二八万五千四百五十円。通常業務に加えて新規事業への取組等、電算システム等の変更等に伴う業務によるものが主な理由。縮減についての具体策は、全庁一斉の退庁日としてのノー残業デーの設定をし、その徹底を図っていく。時間外の会議等の原則禁止、事務の平準化を図り、係間の事務配分の見直しを行う。各課において全職員が参加の下に問題点等を集約、最終的に実効性のある縮減対策を立て縮減を図っていきたい。

**問** 住居表示について、北谷町はその計画はあるか。

**答** 同制度については特に国庫補助のメニューがなく、今後調査研究を行い慎重に対応したい。

**問** 普天間基地のカテナ統合案について、町長を先頭に反対運動を盛り上

**答** 一部たりともこれ以上の基地機能の強化につながる施設移設は許されず、北谷町は計画的な基地の整理縮小によるまちづくりを推進しており、反対するとの明確な意思表示を表明したところである。



この延長に庁舎へのアクセス道路を早急に！

一般質問

懸念されているが教育委員会の対策は。総合的学習への地域ボランティアの位置づけは。恒久的砂塵対策とは。児童買春禁止法違反についての町長の考えは。

**答** 朝の読書、検定テスト、家庭学習、がんばりノート等を活用し、基礎基本を確実につけるために努めている。人々の学習要求は、多様化、高度化している。そうした人々の学習を援助し、おのずから成長していくのが学習ボランティアと位置づけられている。運動場の両サイドに水道配管を付設しスプリングラーの設置に向け努力する。

一部の大人の心ない行為によって子供の人権、及び人間としての尊厳さえ否定する行いに対しては大きな憤りを禁じえない。それを防止できなかった大人の責任も重いと考える。



砂辺の国有地を地域に開放して下さい。

**問** 体育館照明の取り替えが遅れた理由と現場の状況確認は。社会教育団体の位置付けと事故の責任は。関係団体への連絡は。

**答** 学校側から、中体連が終わり次第修繕に取りかかって欲しいとの相談があった。町民がスポーツや健康づくりを楽しみ融和を図る役割をしていると考える。施設管理の不充分さから事故が発生すると施設管理の責任も問われる。今後、連携を密にして迷惑をかけないようにしたい。



照屋 宏 議員

**問** お年寄りの医療費が大幅値上げになった。被保険者の負担増はどれだけになるか。個別の減免制度は緊急の課題と思うが。

**答** 改正後の患者負担限度額は、二割負担の外來の場合は四万二百円。一割負担は一般が一萬二千円、低所得者は八千円。減免制度は考えていない。当面保険税条例の減免規定で対処する。

**問** 保険証は無条件に交付し、短期保険証や資格証明書は発行すべきではないと思うが。

**答** 保険証の無条件交付は他の納税者との公平な観点から適当でない。資格証明書は発行していない短期保険証で対応。

- 1 お年寄りの医療保障の後退にどう対応するか
- 2 三十人以下の学級編成についてどのように考えているか
- 3 ナポリ線から玉上宇地原線への接続道路の計画はされているか
- 4 信号機の設置について

**問** 医療費の償還払い方式は、受診抑制にもつながる。自己負担限度額は窓口で免除するように改善すべきと思うが。

**答** 償還払いについては、国の動向を見守りたい。入院は自己負担限度額を窓口で支払う。外來は一割負担をして限度額を超える分は償還払いとなる。

**問** 三十人学級編成により教育効果は改善されるか。適正規模についてどのように考えるか。

**答** 児童生徒に個々に目が行き届き教育効果が上がると考える。町独自で対応するのは厳しい。学校基準の弾力化で対応していく。

**問** 本町で三十人以下の

学級編成を実施すると教職員の雇用はどれだけ増加する見込みか。費用負担の内訳は。

**答** 二十八名の教員増。一名八〇万円。全体で二億二千四百万円程度の経費が見込まれる。

**問** 実施に向け何がネックになるか。

**答** 職員の増加は町独自の負担となり、昨今の財政状況では厳しい。

**問** ナポリ線の接続道路は必要との地元要望にどのように対応したいか。



高架橋の基礎工事中のナポリ線

**問** 沖縄銀行謝朓支店前交差点は、危険な状態にある。信号機の設置が必要と思うが。

**答** 設置場所、種別、道路標示灯、技術的な面、スペースも含め可能かどうか関係機関と調整を行っていく。

一般質問



中村重一 議員

- 1 三歳未満児の医療費無料化について
- 2 介護保険の減額免除制度について
- 3 公共施設巡回バスの導入について
- 4 社会福祉協議会の事務所設置について

**問** 就学前児童まで医療費の無料化を拡大する考えはないか。実施するにはどの程度の経費か。

**答** 就学前まで拡大すると七千六〇〇万円の経費負担となり厳しい。

**問** 四歳未満児までの医療費無料化を実現するためには、どの程度の経費が見込まれるか。

**答** 無料化には、一千三〇〇万円の財源が必要。三歳未満児の二分の一が県費補助金の対象となっており、県費補助金が拡大されない現時点では厳しい。

**問** 介護保険が来年度から広域となるが、保険料の減額免除制度を導入する考えはないか。町単独でも条例制定は可能か。

**答** 介護保険広域連合において低所得者の保険料減免や介護サービス利用料の減免を検討し、現在条例も含めて準備を進めている。本町では介護保険財源が赤字となり、県の財政安定基金から借り入れしている。次期事業計画では保険料の増が見込まれ、低所得者に対する減免等の対策が課題となっている。

**問** 低所得者の保険料は、上下水道の基本料金免除で対応できるか。

**答** 制度上好ましいことではない。現在考えていない。

**問** 巡回バスを導入する考えはないか。町営とする場合の問題点、経費はどの位かかるか。

**答** 以前実施した行政事務連絡車両や民間バスによる施設への交通手段の確保を行ってきたが、利用者が少なく巡回バスの導入は厳しい。道路運送法、既存バス路線との競合問題、陸運事務所との協議がある。車両の購入費が約一千三〇〇万円、維持経費が年間七五〇万円、合計二千五〇万円の費用がかかり財政負担となる。

**答** 保健センター南側にシルバー人材センター事務所と併用の計画は、地権者の同意が得られず保健センター北側駐車場に計画。現在、平面図の素案作成しており、防衛施設局の同意が得られれば、十五年度の予算に計上を図りたい。

**問** 社協事務所設置のこれまでの取り組みと経過・建設の見通しについて伺う。

**答** 社協事務所設置のこれまでの取り組みと経過・建設の見通しについて伺う。



保健センター北側の駐車場に社会福祉協議会事務所建設予定です。

- 1 観光協会の設立について
- 2 町議会議員選挙、投開票作業の在り方について
- 3 道路行政と文化行政の調整の在り方について



洲鎌 長榮 議員

**問** 観光協会の設立についての進捗状況を伺う。

**答** 西海岸地域の通り会等の組織化が重要。通り会の結成を図って、観光協会に移行することが一番適切なことだと思つて、商工会と情報交換をしながら支援をしている。

**問** 投票会場が二カ所増えたが、会場で渋滞したとの声がある。どう認識しているか。改善すべき点はないか。

**答** 一時的に多少の渋滞はあったにせよ、全体としてはかなり緩和されたと認識をしている。第二投票区の栄口区、桑江区、第五投票区の宮城区、砂辺区は、混雑の解消努力はしているが、依然として四千人を超える有権者数のため、町財政との調整も含め、今後、適正化に向け検討を図りたい。

**問** 道路新設時の文化財調査等について、所管課の連携が十分でないとの

一般質問



仲地 泰夫 議員

- 1 県道二十四号線、謝苺入口バス停の屋根と外灯の設置について
- 2 県営桑江高層団地入口前の手押し信号機の設置について
- 3 火葬場建設について
- 4 母子寡婦福祉資金貸し付けについて
- 5 乳幼児医療費助成の六歳未満引き上げについて

**問** 謝苺入り口のバス停は、夜は真っ暗で雨の日は濡れながらバスを待っている状態です。よって、屋根と外灯の設置が急務だと思つが。

**答** 中部土木事務所に対し、外灯設置の要請をした。県からは、現場を調査し、検討したいとの返事を貰っている。バス停の屋根については、バス協会が設置する道路占用物件であり、バス協会に電話をして、要請を行ったところ現場を調査するとの返事を貰っている。

**問** 県営桑江高層団地入口に手押し信号機の設置が急務です。町民の署名を添えて要請をした。その後の対応を伺う。

**答** 十月三日に沖繩警察署への説明とともに、現場の調査を行った。町民の要請の趣旨に基づき、沖繩警察署長に対し、手押し信号機の設置を要請したい。

**問** 嘉手納町、読谷村との火葬場建設協議は行われたか。北谷町は他の市町村と比べて、火葬代金が高いと思つが。

**答** 現時点においては建設協議は行われていない。本町において火葬場がないことから負担増になっているものと思つ。火葬場建設については、地理的状況及び昨今の財政状況を考えると大変厳しい。引き続き嘉手納、読谷との話し合いを進めていきたい。

**問** 母子寡婦福祉資金貸し付け事業の手続きと現在、何名の人が貸付を受けているか伺う。

**答** 市町村で受付を行い、県に進達し、審査の上貸付決定を行う。平成十四年度は現在までに新規一件、継続四件、現在二件が申請中。

**問** 母親が安心して子供を産み育てられる環境を整備する為に、乳幼児医

**答** 療費助成の拡充が急務です。署名を添えて要請をしたが、その後の対応を伺う。

**問** 要請の趣旨については理解をし、同事業の重要性を改めて認識を深めている。昨今の財政の厳しい中では、対象年齢を引き上げていくにはかなり厳しい。同事業については、償還方法も含め、県と歩調を合わせて対処していきたい。



謝苺バス停には上屋と照明灯が必要です

声がある。どう認識しているか。

**答** 事業に着手した後に行われる文化財調査は、事業の進捗に与える影響が大きいので、計画を立案する段階から、工事支障が出ないよう十分な協力体制をつくり、事業の円滑な推進を図りたい。今回、情報を受けなが

ら、その緊急性、内容の検討等に対応できなかったことが連携不足の一因になっている。今回の事態が二度と起きないように、計画段階での開発予定区域内における文化財の所在の照会を表示した図面を添付して文書で行うよう協力を求めている。



開発と文化財発掘調査は連携を密にして！

# 「議会だより」は

より読みやすく

より分かりやすく

よりスピーディーに

## 町民と議会のかけ橋をめざします!!

「議会だより」の編集は私たちが担当します。

議会広報調査特別委員会

委員長：大浜ヤス子 副委員長：亀谷長久

委員：與那覇美佐子、喜友名朝眞、仲地泰夫、照屋正治

議会だよりに関するご意見ご要望をお寄せください。

### 歓迎 議会傍聴

#### 議会傍聴へのご案内

北谷町議会は、町民のための、「開かれた議会」を目指して議会の情報を積極的に公開するよう努めております。例えば、本会議の審議状況をモニターテレビで放映しており、リアルタイムで庁舎内で見ることが出来る外、一般質問のビデオテープの貸し出しも行っております。議会傍聴の時には議事進行がわかりやすいように議会資料の配布など行っています。議会を傍聴していただくことは、議会活動の様子をご理解いただく機会になるものと考えております。定例会毎に発行されております「議会だより」は町民の皆様から好評をいただいておりますが、やはり多くの町民の皆様が、直に議会傍聴においていただき、ご指導ご鞭撻をいただきますようご案内申し上げます。

### 編集後記

改選後、議会広報調査特別委員会が設置されました。

今期の議会広報委員は新人議員四名が加わって編集に当たりました。初めての編集でしたが、皆さん一生懸命頑張りました。

私たち委員六名は編集作業に対しては、まだまだ未熟ですが「町民と議会のかけ橋」としての役割を十分認識をし、議場における審議の内容や委員会等の活動状況を「読みやすく」、「分かりやすく」を方針とした広報誌を「スピーディーに」皆様方のお手元にお届けしたいと思います。

今期は、第三十号からの発行です町民の皆様方からのご指導やご意見・ご要望等をお寄せいただければ幸いです。

委員長 大浜ヤス子

#### ご意見・ご要望はこちらへ

北谷町議会事務局

電話：936-3382

FAX：936-9712